

## 公認会計士資格の誤表記に係る日本公認会計士協会の対応について < 資料 4 >

---

- 2022年7月、9月 複数の大手監査法人において、公認会計士登録がされていないにもかかわらず、有価証券報告書等の書類に公認会計士として集計されている事例が確認されたとの公表が行われた。
- 自主規制団体である協会として、被監査会社の有価証券報告書の訂正に繋がるものであり多大なるご心配とご迷惑をおかけしたことを深刻に受け止めるとともに、公認会計士登録制度の根幹にかかわる問題と認識

### < 公認会計士登録制度の趣旨 >

現実に業務を行う者の氏名や事務所等の必要な事項が登録され、常時これらの実態が明らかにされることにより、公認会計士の品位と公正な業務の執行を確保し、その社会的信用を高めるための自主措置が、協会によって手当てされることを期待し、併せて、無資格者が公認会計士の名称を使用することや監査証明業務を行うことを取り締まることに資するところにあると解されている。

出典「新版 公認会計士法」(2009年、羽藤秀雄元金融庁総務企画局参事官兼企業開示参事官、同文館出版)

## 協会による一斉調査（1/2）

---

- 協会では、全容把握のための調査を実施

目的：

金融商品取引法に規定される、公認会計士による監査証明を受けなければならない規定に違反する行為や、監査概要書の提出に関し虚偽の報告を行っていないか（金融商品取引法第193条の2、第193条の2第6項）

公認会計士でない者が、公認会計士の名称を使用していないか（公認会計士法第48条）

監査法人において使用人その他の従業者を監督しているか（公認会計士法第34条の14の3）

監査法人において業務管理体制を整備しているか（公認会計士法第34条の13）

## 協会による一斉調査（2/2）

---

対象：

上場会社を担当している全ての監査事務所（135事務所\*）

内容：

直近期の有報等の法定書類・被監査会社への提出資料の誤記載の有無  
公認会計士でない者が名刺等で公認会計士と名乗っていないこと  
を自己点検し協会に報告

\* 2022年9月に上場会社監査事務所部会に登録している事務所で、調査対象期の監査を行った事務所

## 調査結果概要

### 1. 有報等の法定書類・被監査会社への提出資料の誤記載

誤記載	うち本人の認識あり	うち本人の認識なし	事務所数
	検出	検出	
	検出なし	検出	14事務所
検出なし	検出なし	検出なし	117事務所

「本人の認識あり」とは、誤記載の対象者が当該誤記載のあった資料作成やチェックに携わるなどにより、誤記載を認識していた者を指す。

### 2. 公認会計士でない者が名刺等で公認会計士と名乗っていた事例

事務所数	内容
2事務所	公認会計士登録前及び修了審査合格前の者に名刺を用意した。一部の者が使用を開始しており、回収作業を実施。
	公認会計士登録前の者に名刺を用意した。当該者が名刺を渡す際は、公認会計士登録手続中のため公認会計士ではなく公認会計士試験合格者である旨を説明していた。

## 訂正報告書の例示

---

### 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2022年6月×日に提出いたしました第×××期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

#### 第一部【企業情報】

#### 第4【提出会社の状況】

#### 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

#### (3) 監査の状況

#### 会計監査の状況

#### d. 監査業務に係る補助者の構成

#### (訂正前)

公認会計士 10名・その他 5名

#### (訂正後)

公認会計士 9名・その他 6名

(実際の提出書類を参考にしていますが、数値等に修正を加えており、特定の会社と結び付ける意図はありません。)

# 分析結果（1/3）

---

## 1. 誤記載に関する分析結果

### 誤記載の態様

- ア．有価証券報告書及び監査概要書といった法定文書における誤記載  
有価証券報告書では補助者の人数、監査概要書では補助者の人数や時間の集計について、公認会計士でない者を公認会計士として誤ったもの
- イ．監査契約書、監査計画書、監査結果報告書といった被監査会社への説明資料における誤記載  
補助者について、人数や時間の集計を誤ったものや、公認会計士でない者を公認会計士と表記したもの

### 誤記載の状況

- ア．書類作成者の誤認・誤記載  
誤認、集計ミス、作成ミス
- イ．被監査会社による誤記載のケース（契約時や過年度の数値を有価証券報告書に記載）
- ウ．人数を過大に記載しているが、個人を特定できないケース

## 分析結果（2 / 3）

---

### 発生原因

- ア．公認会計士の名称を使用することの重要性の意識の欠如
- イ．法定書類の重要性の認識不足（監査業務の信頼性を確保する指標の一つであることの認識不足）
- ウ．公認会計士登録者と非登録者が混在している職位があり、誤認を生じやすい状況の存在
- エ．資格情報を確認する必要があることの周知不足
- オ．業務管理システムや人事データベース等のツール利用の不徹底、又は監査事務所が定めた手続を行わなかったことによる誤記載
- カ．業務管理システムや人事データベース等のツールを利用しているにも関わらず、注意の不足や検証の不足
- キ．上席者による確認不足
- ク．監査事務所における管理体制の整備不足
- ケ．監査業務に特有の状況から、誤記載が発生し易い状況の存在
- コ．被監査会社が作成した資料の確認漏れ

## 分析結果（3/3）

---

### 2．公認会計士でない者が名刺等で公認会計士と名乗っていたことの分析結果

#### 発生の態様

- ア．監査事務所が公認会計士登録前及び修了考査合格前の者に名刺を用意し、一部の者が使用を開始したもの
- イ．監査事務所が公認会計士登録前の者に名刺を用意し、公認会計士登録手続中と伝達の上で使用したもの

#### 発生状況

- ア．名刺発注用データ作成時に、資格部分を間違え発注したケース
- イ．昇任者を公認会計士登録済みであると誤認し発注したケース
- ウ．公認会計士登録抹消中の者が再入社した際に、登録手続中にもかかわらず古いデータで発注したケース

#### 発生原因

- ア．公認会計士の名称を使用することの重要性の意識の欠如
- イ．公認会計士登録者と非登録者が混在している職位があり、誤認を生じやすい状況の存在
- ウ．資格情報を確認する必要があることの周知不足、確認漏れ
- エ．本人の確認不足



## 協会としての対応（1/2）

---

今後このような事例が発生しないよう会長声明の発出等の対応を行うほか、誤りが判明した監査事務所に対しては、適切な再発防止策の策定と実行によって、業務管理体制の改善が着実に実施され、再発防止につながるよう指導・監督を進める。

### 1．公認会計士登録時の対応

該当者から公認会計士登録の申請があった場合は、今般策定したガイドラインに基づき、登録することが適切かどうか個別に確認し、慎重に判断している。

### 2．各監査事務所の原因分析結果に基づいた再発防止策の策定と実行の要請

該当監査事務所に対して、厳重注意するとともに、個々の原因分析結果に基づいた再発防止策の策定と実行を要請し、当協会に報告するよう、会則に基づく勧告を行った。

### 3．長期未登録者への対応

発生の一因として、修了考査に合格しているにもかかわらず長期にわたり公認会計士登録していない者がいることが挙げられる。このため、監査事務所に対し、適時に登録を行う仕組みの構築を要請する。また、監査事務所と協会事務局が長期未登録者のデータを連携できるよう体制整備を行う。

### 4．会長声明の発出

会長声明の発出により、全ての会員に対し、公認会計士でない者が公認会計士であると表記することがないように注意喚起を行う。

## 協会としての対応（2/2）

---

### 5．個別事案としての対応

誤表記の発生の状況や原因に応じて、個人・法人に対して適切な対応を図ることとする。必要な場合には、懲戒処分を検討することも視野に検討を進めることとする。

### 6．品質管理レビューにおける対応

品質管理レビューにおいては、監査事務所における取組の状況を適宜フォローしていく。

### 7．監査概要書の作成に関する留意事項及び記載例における注意喚起

監査事務所から協会に監査概要書の写しを提出するに当たって、誤記載がないように留意事項を示す。

### 8．監査事務所実務担当者対象の研修

誤表記の発生の状況や原因については様々であることから、これらの事例を監査事務所における実務担当者に共有するため、研修会を実施する。また、関連する研修会が開催される際には、注意喚起を併せて行う。

### 9．上場会社の監査における品質保持に関する取り組みの要請

上場会社の監査における監査チームにおいて、重要な役割を担っている補助者（現場責任者）の選任に当たっては、監査の品質保持の観点から、品質管理基準報告書や監査基準報告書に照らし、必要な適性及び能力を有していることを再度確認するよう監査事務所に対し指示する。今後、監査事務所における確認の状況を適宜フォローする。